

早わかり！証券税制のポイント

はじめての **NISA**

NISA口座の開設と  
知っておきたいこと

---

# 1. NISA口座の開設要件

## ■ NISA口座の開設

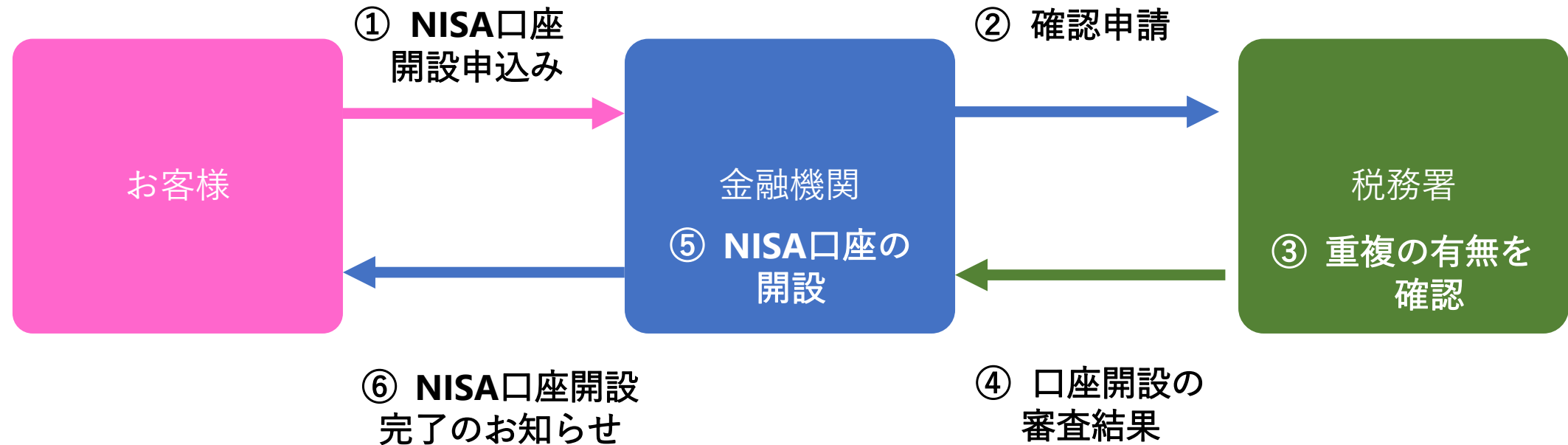
- 1月1日現在で18歳以上の方
- NISA口座は全ての金融機関を通じて1人1口座
  - ・ 複数の金融機関への申込みはできません。

## ■ 金融機関の変更

- NISA口座を他の金融機関へ変更することは可能です
  - ・ 既にNISA口座で上場株式等を買付けている場合、年内での金融機関の変更はできません。
  - ・ 金融機関の変更を行っても既にNISA口座で保有している上場株式等を変更した金融機関のNISA口座へ移管することはできません。  
⇒変更前の金融機関のNISA口座残高はそのまま非課税が継続します。

## 2. NISA口座の開設手続き

- NISAを利用するためには、NISA口座の開設手続きが必要です



- NISA口座を開設するためには、マイナンバーの提供が必要です

### 3. 国内株式へ投資するなら株式数比例配分方式

#### ■ NISA口座の株式から生じた配当金を非課税で受取る

⇒ NISA口座を開設している金融機関の口座で受取る

⇒ 国内株式の場合：株式数比例配分方式を選択

配当金受取方式	受取場所	受取方法	NISA
株式数比例配分方式 ※	証券口座	全ての配当金を、 <u>預かり株数に応じて各証券会社で受取る</u>	非課税
登録配当金受領口座方式 ※	銀行口座	全ての配当金を、 <u>登録した1つの銀行口座で受取る</u>	課税20.315%
個別銘柄指定方式	銀行口座	<u>銘柄毎に指定した銀行口座</u> で受取る	
配当金領収証方式	ゆうちょ 窓口等	<u>銘柄毎に送付された配当金領収証</u> により <u>ゆうちょ等</u> で受取る	

※ 「株式数比例配分方式」または「登録配当金受領口座方式」を選択した場合、他の証券会社で保有されている全ての上場株式についても選択した方式が適用されます。そのため、他の受取方法と併用することはできません。

※ 信託銀行の「特別口座」に株式を保有している場合、「株式数比例配分方式」を選択することができません。

## 4. NISAで外国株式へ投資する際の留意点

### ■ 外国株式を外貨決済で買付けた場合の非課税投資枠の計算

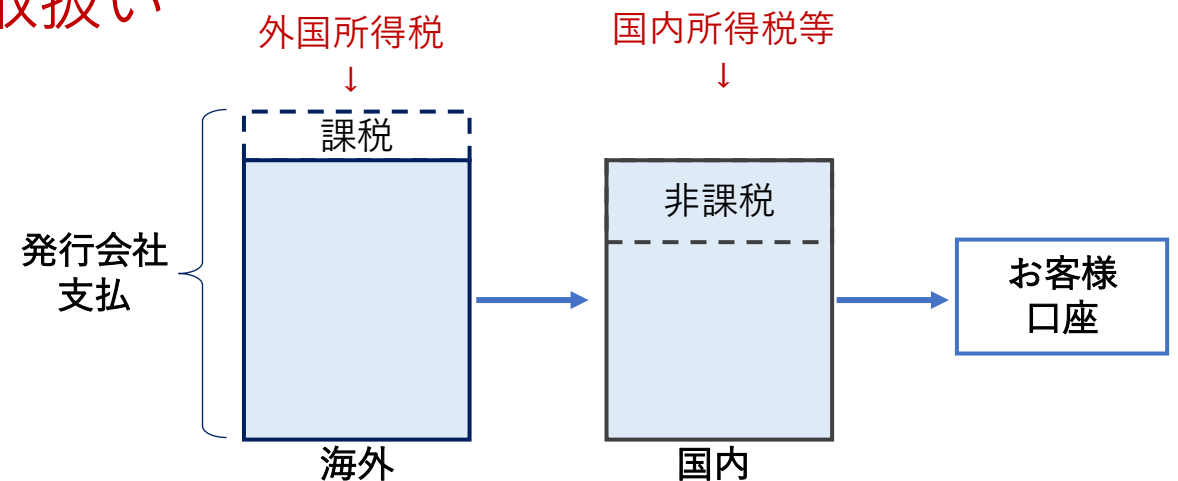
非課税投資枠の使用金額 = 買付金額（外貨） × 買付時の為替レート

### ■ 外国株式を課税口座へ払出した場合の取得価額

払出し後の取得価額 = 払出し時の時価（外貨） × 払出し時の為替レート

### ■ 外国株式の配当金に対する非課税の取扱い

- 外国所得税 : 課税 ※
  - 国内所得税等 : 非課税
- ※ NISAの配当金は申告できないため、外国税額控除の適用はできません。



## 5. NISAをご利用いただく上でのご留意事項

### <共通事項>

- NISA口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。（金融機関を変更した場合を除きます。）
- NISA口座における譲渡損失は、税務上なかったものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売却益や配当金等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除も認められません。
- NISA口座の年間投資枠（NISA口座で年間に購入可能な金額）は、一度売却しても再利用はできません。また、年間投資枠の未使用分を、翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座の非課税保有限度額（NISA口座で保有できる上場株式等の累計買付金額の上限）は、売却することにより、その金額分の非課税保有額が減少し、翌年以降に減少した分を新たに利用することができます。
- 公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻額（特別分配金）は、NISA口座での保有であるかどうかに関わらず非課税であるため制度上のメリットを享受できません。

### <成長投資枠に関する事項>

- 当社成長投資枠でご利用いただける有価証券は、「国内上場株式、外国株式、外株ETF、国内ETF、J-REIT、国内ETN、国内公募株式投資信託」となります。当社では外国株式投資信託、転換社債型新株予約権付社債（CB）は取扱いの対象外とさせていただきます。
- 投資信託の分配金の再投資は、その年の非課税投資枠を利用します。
- NISA口座で保有する上場株式等（ETF、REITを含む）の配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をお申込みいただき、証券会社経由で配当金等を受取る必要があります。なお、外国株式については、「株式数比例配分方式」の制度はありません。

### <つみたて投資枠に関する事項>

- 当社のつみたて投資枠でご利用いただける有価証券は、一定の要件を満たし、金融庁に届出がされている「公募株式投資信託」となります。
- つみたて投資枠での商品の購入方法は、累積投資契約に基づいて、予め定められた金融商品を定期的に継続して購入する方法に限られます。
- 投資信託の分配金の再投資は、その年の非課税投資枠を利用します。
- つみたて投資枠で買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。

上記ご留意事項は簡略されていますので、詳しくは当社ホームページ又はお取引店にてご確認ください。

### 【当資料の利用に関する留意事項】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は2024年6月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介することもできますのでご相談ください。

### 【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【東海東京証券の概要】

商号等 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会